

# 事業系ごみ処理マニュアル

事業者のみなさまへ

事業系ごみの正しい処理と  
減量・再資源化にご協力を！





## 目次

1	はじめに	・・・2
2	事業系ごみについて	・・・3~6
	(1) 事業系廃棄物の分け方（事業系一般廃棄物）	
	(2) 事業系廃棄物の分け方（産業廃棄物）	
	(3) 事業者の責務について	
3	事業系ごみの減量と再資源化に取り組みましょう	・・・7~10
	(1) ごみを発生させない努力をする	
	1) ひとりでもできることから始めよう	
	2) 事業所全体で取り組もう	
	3) 「食品ロス」の削減、生ごみの減量に取り組みましょう	
	(2) リサイクルする	
	1) 紙ごみを減らす取り組み	
	2) 紙ごみのリサイクル	
4	ごみの処理方法について	・・・11~12
	(1) 事業者自ら処理施設に搬入する方法	
	(2) 廃棄物収集運搬業者との契約により処理する方法	
5	事業系廃棄物 Q&A	・・・13
別紙	事業系廃棄物分類早見表	

# 1. はじめに

高砂市、加古川市、稲美町及び播磨町の東播2市2町から発生する可燃ごみ、不燃・粗大ごみ（一般廃棄物）を広域的に処理するための施設である東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）が令和4年4月から本格稼働しました。

このエコクリーンピアはりまでは、ごみ処理において、限られた資源の有効利用やごみ発電による再生可能エネルギーの活用を進め、環境負荷の低減を図り、循環型社会形成の一翼を担う施設として整備・運営することを目指しており、施設の稼働に向け、なお一層のごみの減量化、再資源化を推進する必要があります。

また、エコクリーンピアはりま、一般廃棄物の処理施設であり、原則、産業廃棄物の受入はできません。産業廃棄物については、産業廃棄物処理業者（県の許可）に処理を委託し、事業者の責任において、適正に処理していただくようお願いします。

さて、播磨町内の事業者のみなさまにおかれましては、令和4年4月以降も引き続き、播磨町可燃ごみ中継センター及び加古郡リサイクルプラザに事業系一般廃棄物を搬入していただけます。このマニュアルを参考に、一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底を図り、事業系ごみの適正処理及びごみの減量化・再資源化への一層の取り組みに努めていただくようご協力をお願いします。

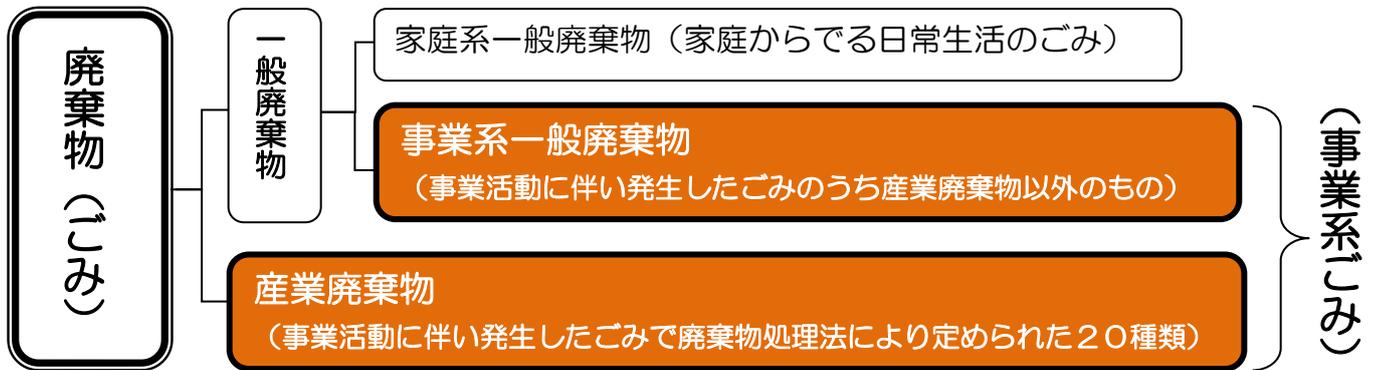


播磨町可燃ごみ中継センター

## 2. 事業系ごみについて

事業系ごみとは、種類や量にかかわらず、あらゆる事業活動に伴って発生したごみのことをいいます。事業活動とは飲食店や商店、各種事務所や宿泊施設、工場などの営利を目的としたものばかりでなく、病院や学校などの公的サービスを行っているものも含まれます。

事業系ごみは事業系一般廃棄物（事業活動に伴い発生したごみのうち産業廃棄物以外のもの）と、産業廃棄物（事業活動に伴い発生したごみで廃棄物処理法により定められた20種類）に分類されます。



### － 産業廃棄物の種類一覧（参考）－

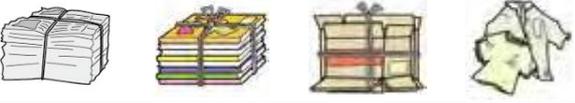
#### ◆あらゆる事業活動に伴うもの

- ① 燃えがら（主な例：石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃廃棄物、産業廃棄物焼却灰など）
- ② 汚泥（主な例：工場排水などの処理後に残る汚泥、パルプ廃油汚泥、建設汚泥など）
- ③ 廃油（主な例：廃潤滑油、廃切削油、廃タールピッチ類など）
- ④ 廃酸（主な例：廃硫酸、廃塩酸など）
- ⑤ 廃アルカリ（主な例：苛性ソーダ廃液、写真現像廃液など）
- ⑥ 廃プラスチック（主な例：廃ゴムタイヤ、農業用フィルム、塗料かす、ビニールシートなど）
- ⑦ ゴムくず（主な例：天然ゴムくず）
- ⑧ 金属くず（主な例：鉄くず、切削くず、トタンくず、アルミサッシ、足場くずなど）
- ⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（主な例：板ガラスくず、レンガくず、陶磁器くずなど）
- ⑩ 鋳さい（主な例：鋳物廃砂、高炉の残さいなど）
- ⑪ がれき類（主な例：工作物の除去に伴って生じたコンクリート、レンガ、アスファルトなど）
- ⑫ ばいじん（主な例：ばい煙発生施設の集じん機であつめられたもの）

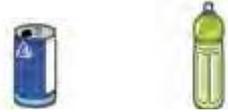
#### ◆特別に指定された業種に係るもの

- ⑬ 紙くず（建設業、製紙業、印刷業、出版業などの紙くずなど）
- ⑭ 木くず（建設業、木製品製造業などの廃木材やおがくず、貨物流通用木材パレットなど）
- ⑮ 繊維くず（建設業、繊維工業、紡績業などの繊維くず）
- ⑯ 動植物性残さ（食料品製造業、精穀・精粉業などから生ずる動植物性の固形状の不要物）
- ⑰ 動物系固形不要物（と畜場、食鳥処理場にて処分した獣畜、食鳥に係る固形状の不要物）
- ⑱ 動物のふん尿（畜産農業に係る牛、豚、鳥などのふん尿）
- ⑲ 動物の死体（畜産農業に係る牛、豚、鳥などの死体）
- ⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの（廃棄物処理施設などで生じた汚泥のコンクリート固化物など）

(1) 事業系廃棄物の分け方 (事業系一般廃棄物)

事業系一般廃棄物	生ごみ	<p>食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ等 (食品加工を除く)</p> 	<p>生ごみ処理機の活用等によりリサイクルすることができない場合は、自ら播磨町可燃ごみ中継センターへ搬入するか、播磨町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●生ごみ処理機の活用やリサイクル施設への搬入により、できる限り再資源化しましょう。</li> <li>●食料品製造業などの業種から発生する生ごみ (動植物性残さ) は産業廃棄物です。</li> <li>●食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルに努める責務があります。</li> </ul>																
	一般ごみ (可燃ごみ)	<p>汚れのついた紙、リサイクルできない紙</p> 	<p>2ページに記載の特別に指定された業種に係る紙くずを除く。</p>															
	木くず	<p>木製品、剪定枝など</p> 	<p>自己搬入するか、播磨町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>															
		<p>●町の処理施設への搬入にあたっては、大きさ等の制限があります。詳細は搬入する施設へお問合わせください。</p>																
		<p>【剪定枝の自己搬入について (搬入場所、搬入基準)】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>▶播磨町可燃ごみ中継センター</td> <td>幹の太さ 5 cm以内、長さ 50 cm (夾竹桃・漆等毒性のあるも樹木及び竹・笹類等)</td> </tr> <tr> <td>▶加古郡リサイクルプラザ</td> <td>幹の太さ 20 cm以内、長さ 1m 幹の太さ 20 cm以上、長さ 40 cm以内</td> </tr> </table>		▶播磨町可燃ごみ中継センター	幹の太さ 5 cm以内、長さ 50 cm (夾竹桃・漆等毒性のあるも樹木及び竹・笹類等)	▶加古郡リサイクルプラザ	幹の太さ 20 cm以内、長さ 1m 幹の太さ 20 cm以上、長さ 40 cm以内											
	▶播磨町可燃ごみ中継センター	幹の太さ 5 cm以内、長さ 50 cm (夾竹桃・漆等毒性のあるも樹木及び竹・笹類等)																
	▶加古郡リサイクルプラザ	幹の太さ 20 cm以内、長さ 1m 幹の太さ 20 cm以上、長さ 40 cm以内																
		<p>※伐採し、その場所を別の目的に使用する場合は、産業廃棄物に該当する場合があります。</p>																
		<p>●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。またパレットなども産業廃棄物です。</p>																
紙類・布類		<p>種類ごとに分別し、紙類・布類のリサイクル業者、又は播磨町一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>新聞</td> <td>新聞、広告チラシなど</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>段ボール</td> </tr> <tr> <td>OA紙</td> <td>コピー用紙、コンピュータ用紙</td> </tr> <tr> <td>雑がみ</td> <td>メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など</td> </tr> <tr> <td>機密書類</td> <td>個人情報、企業情報など機密性の高い書類</td> </tr> <tr> <td>その他の紙類</td> <td>感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など</td> </tr> <tr> <td>布類</td> <td>不要になった作業着、制服など</td> </tr> </table>	新聞	新聞、広告チラシなど	雑誌	週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど	段ボール	段ボール	OA紙	コピー用紙、コンピュータ用紙	雑がみ	メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など	機密書類	個人情報、企業情報など機密性の高い書類	その他の紙類	感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など	布類	不要になった作業着、制服など	<p>●再資源化する際には、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シールが貼られた封筒等は、シールを取り除くこと。</li> <li>・ビニールの付いた窓付き封筒等は、ビニールを取り除くこと。</li> <li>・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。</li> <li>・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。</li> </ul> <p>●2ページに記載の特別に指定された業種に係る紙くず (製紙業、印刷業等) 及び繊維くず (繊維工業等) は、産業廃棄物です。産業廃棄物の処理方法に則り処理してください。</p>
新聞	新聞、広告チラシなど																	
雑誌	週刊誌、書籍、パンフレット、カタログなど																	
段ボール	段ボール																	
OA紙	コピー用紙、コンピュータ用紙																	
雑がみ	メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱など																	
機密書類	個人情報、企業情報など機密性の高い書類																	
その他の紙類	感熱紙、ワックス加工紙、防水加工紙、ラミネート紙など																	
布類	不要になった作業着、制服など																	

## (2) 事業系廃棄物の分け方（産業廃棄物）

産業 廃 棄 物	缶	飲料用の缶など		自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に処理を依頼してください。
	びん	飲料用のびんなど		
	ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトル		
	プラスチック類	弁当・カップめんの容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類		産業廃棄物収集運搬許可業者等へ委託し、処理又はリサイクルしてください。
	金属類	刃物類、スプレー缶、金具類など		
	ガラス・陶磁器類	コップ類等のガラス類、陶磁器、蛍光灯など		
	●蛍光灯や電球は、産業廃棄物の金属くずとガラスくずの混合物に分類されます。			
	電池	乾電池、ボタン電池や充電電池など		
●電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 ●ボタン電池や充電電池は店頭回収を利用してリサイクルしてください。				
その他 (大型ごみなど)	事業所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコンなど		金属製の机及び椅子は、産業廃棄物に該当します。	
エアコン、テレビ、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法の対象品目です（業務用除く）。 買い替える場合や過去に購入した販売店が分かる場合には、当該販売店に引取義務がありますので引取依頼してください。（処理にはリサイクル料金・収集運搬料金が必要になります） 販売店が不明の場合は、次にお問合わせください。 家電リサイクル券センター ☎0120-31-9640 <a href="https://www.rkc.aeha.or.jp/">https://www.rkc.aeha.or.jp/</a>				

### (3) 事業者の責務について

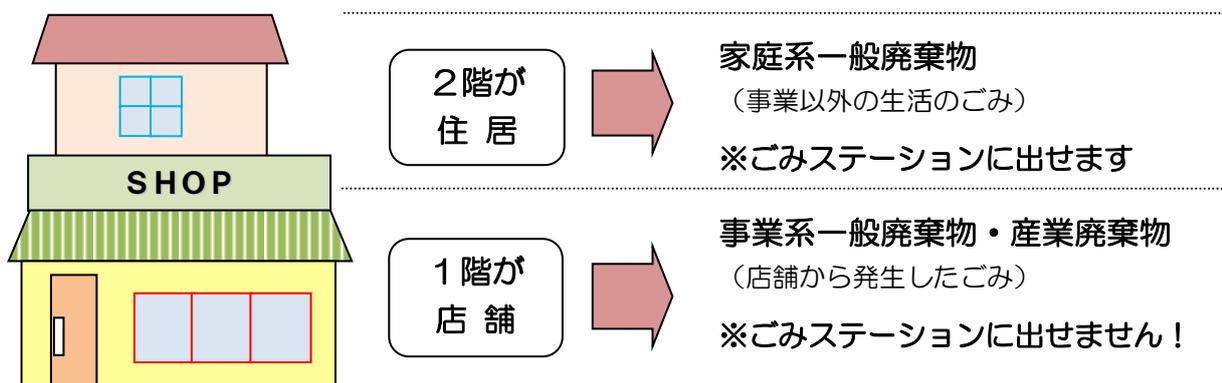
『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』と廃棄物処理法 第3条において定められています。

#### 廃棄物処理法 第3条の趣旨

1. 事業活動に伴って生ずるごみを、自らの責任で適正に処理すること。
2. ごみの再生利用等を積極的に行うことにより、ごみの減量化に努めること。
3. ごみの減量化及び適正処理等について、国や町等の施策に協力すること。

※ 事業系ごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）は、家庭ごみの集積場所であるごみステーションに出せません！  
（事業系ごみの処理方法は10・11ページをご確認ください）

【店舗と住居が一体の場合の例】



事業系ごみをごみステーションに捨てると・・・

## 不法投棄になります！

- 事業系ごみを、家庭ごみの集積場所であるごみステーションに捨てることは不法投棄（法律違反）になり、次のような罰則の対象となります。
  - ・個人に対しては5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、または併科
  - ・法人に対しては3億円以下の罰金

### 3. 事業系ごみの減量と再資源化に取り組みましょう！

#### ■減量化と再資源化によるメリット

1. 企業のイメージアップ	地球環境問題に関心が高まっている今、会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。
2. 経営コストの削減	ごみを減量し再資源化することにより、ごみ処理にかかるコスト削減が図れます。
3. 経営者の意識改革	ごみを出さない職場、製品づくりを目指すことは、組織や製造工程の合理化等の見直しのきっかけになり、一人ひとりの意識改革につながります。
4. 地球環境保全	事業者のみなさんによるごみ減量の取り組みにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次の世代へ良い環境を残すことができます。

#### (1) ごみを発生させない努力をする

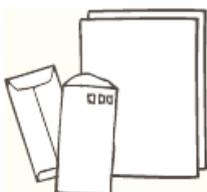


##### 1) ひとりでもできることから始めよう

効果的にごみの排出量を減らすためには、一人ひとりがごみを減らそうという意識を持ち、行動に移すことが大切です。まずはできることから始めましょう。



コピーは両面コピーにする



封筒類は何度でも使用する



使用済用紙はメモとして使用する



過剰包装しない、させない



詰め替え製品を使用する



使い捨て用品の使用をやめる (紙コップ等)



文具類は大切に最後まで使い切る



生ごみは水切りを十分に行う

##### 2) 事業所全体で取り組もう

さらに大きな効果を上げるためには、事業所全体で取り組むことが大切です。



ごみの管理責任者を決める



分別回収システムの確立



効果の大きいものから取り組む



表彰制度などを設ける



従業員へ積極的にPR

### 3) 「食品ロス」の削減、生ごみの減量に取り組みましょう。

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品です。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り・期限切れ、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが該当します。農林水産省「食品廃棄物等の利用状況等(平成30年度推計)」では、国内で年間2,531万トンの食品廃棄物が発生し、その内の612万トンが「食品ロス」とされています。

農林水産省「食品リサイクル法に基づく基本方針」(令和元年7月12日)において、事業系食品ロス量を、サプライチェーン全体で、2000年度比で2030年度までに半減させる目標が設定されました。

また、「食品ロス削減推進法(令和元年法律第19号)」第5条において、「事業者は、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。」と定められています。

大切な食料を無駄にしないため、不要なごみを減らすため、取り組める工夫を考えてみましょう。

#### ◇食品ロスの削減ってどうすればいいの？

##### 1. メニューの設定を多様なものに変更しましょう。

- ・食事量を調整・選択できるよう、小盛りや小分けをメニューに採用する。
- ・ご飯の盛りを減らす代わりにお代わりを無料、小盛りの場合は割引などのサービスを行う。
- ・お客の好き嫌いや食べたい量を注文時に確認してから料理を提供する。

##### 2. 食べ残しの持ち帰り希望者の要望に対応しましょう。

- ・持ち帰り希望者には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。(持ち帰り可能なものに限る)
- ・持ち帰りできることを店内表示する。
- ・持ち帰り用の容器を提供する。

#### 飲食店での食品ロス削減を促進する **mottECO (モッテコ)**

「mottECO (モッテコ)」とは、飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為の愛称です。

お客様が食べ残してしまった料理はお客様がおうちで安全においしく召し上がっていただくために、食中毒などのリスクをお伝えしお客様の自己責任でお持ち帰りいただくことが重要です。

食品ロス削減の取り組みの方法の一つとしてご活用ください。

取組の紹介：環境省 食品ロスポータルサイト <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>



#### ◇水切りの徹底について

飲食店では、流し台に三角コーナー等を設置し、生ごみの「水切り」を徹底しましょう。また、コンビニエンスストアなどにおいて、お客さんに提供するカップ麺のお湯のスープの残り汁や、おでんの残り汁などの廃棄について、水切りザルと汁受けバケツを置く(汁については流し台で流す)など「水切り」ができるように対応してください。

## (2) リサイクルする

リサイクル  
Recycle

播磨町では、事業者から排出された紙類の再資源化を推進しています。

紙ごみはまだまだリサイクルできます。少しの努力により減量効果が現れます。地球温暖化の進行防止のためにも、積極的に紙ごみの減量とリサイクルを進めましょう。

### 1) 紙ごみを減らす取り組み

#### 電子化、オンライン化等によるペーパーレス化

- ・会議では、タブレットの活用やプレゼンテーションソフトウェアの活用、オンライン会議の導入など、紙ベースでの会議資料をできる限り少なくする。
- ・社内回覧や文書等は、社内LAN等を積極的に活用する。
- ・ホームページなどで情報提供することにより、対外向け印刷物の発行部数を削減する。

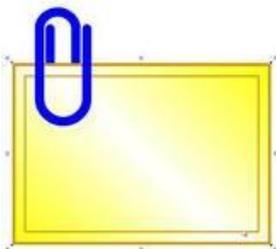
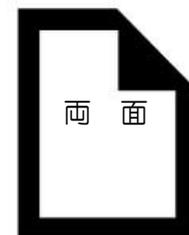


#### 資料や書類の共有化・一元化

- ・電子データで情報を保存し、社内で共有することにより、不要な印刷物を削減する。また、検討段階の文書・図面、手持ち資料等については、共有化を図り、できる限りコピー・印刷をしない。
- ・連絡文書等は、回覧や掲示とすることで作成部数を削減する。

#### 両面印刷・コピーの励行

- ・複数ページの印刷・コピーは両面とし、2アップ（2面付け印刷）機能等を活用する。
- ・ミスコピーを防止するために、コピー機使用後は必ずリセットする。



#### 不要になった紙の再使用

- ・裏面が印刷されていないOA用紙は、社内文書に再使用する。
- ・ポスター、広告紙等の裏面をメモ紙として活用する。
- ・封筒は、社内メール便等で繰り返し使用する。
- ・使用済のフラットファイルは、表紙を貼るなどして再使用する。

#### 分別の徹底

紙類は、種類により製紙原料としての用途が異なります。また、異物（禁忌品）の除去と分別の徹底は、古紙の資源化に不可欠です。

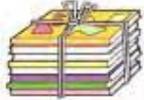
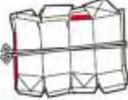


## 2) 紙ごみのリサイクル

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。

### 1. 現在の紙類の種類と量を調べてみましょう

基本的な分別

					
新聞	雑誌・雑紙 (カタログ類)	段ボール	紙パック	紙製容器包装	OA用紙

### 2. 引取先を見つけましょう

紙類の資源回収業者等に引き渡しましょう。なお、どこに依頼したらいいかわからないときは、タウンページ（職業別電話帳）等で確認してください。

### 3. さらに種類ごとに分けてみましょう

- ・「新聞」「雑誌・雑紙」「段ボール」「紙パック」等に分けましょう。
- ・紙類に混入しては困るもの（リサイクル不可）もあります。引取先によく確認してください。

#### リサイクルできない紙類（燃えるごみ）参考例

粘着物の付いた封筒、防水加工紙（紙コップ等）、裏カーボン紙、圧着はがき、感熱紙、印画紙、インクジェット写真用紙、感光紙（青焼きコピー紙）、捺染紙（アイロンプリント紙等）など

### 4. 機密書類もリサイクルしましょう

#### ●機密書類について

機密書類も製紙原料としてリサイクルされ、新たな紙に生まれ変わることができる資源です。処理業者によって処理方法は様々ですが、機密が保護されるとともに古紙が確実にリサイクルされます。それぞれの事業所に適した処理方法を選択しましょう。

#### ●機密書類の処理システム

##### ◎溶解証明等方式

書類を破砕せずに回収し、溶解証明等リサイクル処理を行った証明を発行することで、機密性を担保するもの（シュレッダー処理を行う業者もあります。）

##### ◎出張裁断システム

車載型大型シュレッダーによる出張裁断システム。機密書類を目の前で分別、裁断処理し回収まで行うもの。

##### ◎リサイクル&セキュリティシステム

機密書類を集荷後（または保管管理し、保管期限満了後）、選別し、大型シュレッダーで破砕を行うもの。

※自社でシュレッダーされた古紙もリサイクル可能な場合もありますので、詳しくは古紙回収業者にご相談ください。

## 4. ごみの処理方法について

### (1) 事業者自ら処理施設に搬入する方法

事業者自らが処理施設に運ぶ方法です。搬入の場合、手数料が必要です。また、搬入できるごみは、原則として事業系一般廃棄物で、その排出場所が播磨町内であるものに限られています。

可燃ごみ (一般廃棄物)	⇒ 播磨町可燃ごみ中継センター	(10 kgにつき 130 円)
粗大ごみ (一般廃棄物)	⇒ 加古郡リサイクルプラザ	(10 kgにつき 130 円)

#### 【播磨町廃棄物処理施設】

##### 播磨町可燃ごみ中継センター

〒675-0155 播磨町新島 59

☎ 079-435-2562

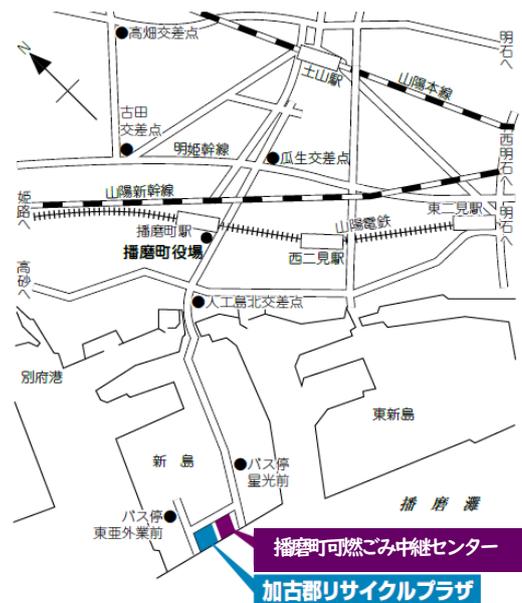
受付時間：平日 午前 8:00～午後 3:30  
(正午～午後 1 時は除く)  
土曜・祝日 午前 8:00～午前 11:30

##### 加古郡リサイクルプラザ

〒675-0155 播磨町新島 60

☎ 079-437-7671

受付時間：平日 午前 8:00～午後 3:30  
(正午～午後 1 時は除く)  
土曜・祝日 午前 8:00～午前 11:30



※搬入時は、播磨町内の事業者であることを名刺等で確認させていただきます。

## (2) 廃棄物収集運搬業者との契約により処理する方法

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、播磨町から許可を受けている業者と契約しなければなりません。また、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合は、兵庫県からの許可を受けている収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ契約しなければなりません。

業者に依頼すると、契約に基づく処理費用が必要となります。連絡する場合は、事前にごみの種類、収集回数、収集時間、収集量、収集場所などを調べておくことスムーズに契約を行うことができます。

なお、産業廃棄物を処分する時は、廃棄物管理票（マニフェスト）の交付と5年間の保管が義務づけられています。

ごみの収集は許可業者に！

- ◎事業系一般廃棄物・・・一般廃棄物収集運搬許可業者（播磨町長許可）
- ◎産業廃棄物・・・・・・産業廃棄物収集運搬許可業者（兵庫県知事許可）
- ◎資源物・・・・・・古紙など専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、缶、びん、衣類等）のみの再生を行っている業者、又は、一般廃棄物収集運搬許可業者又は産業廃棄物収集運搬許可業者

### 違反した事業者には罰則が！

無許可の事業者等に委託した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、許可業者であっても、事業の範囲に含まれない産業廃棄物の処理を委託した場合は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科に処せられます。

### ■播磨町一般廃棄物収集運搬許可業者

事業者名	所在地	電話番号
金澤産業(株)	稲美町加古 3869	079-492-7003
(株)キズナックスエコロジー	明石市大久保町ゆりのき通1丁目5-17	078-936-3425 0120-762-110
(有)第一清掃	播磨町南大中 2丁目5-15	079-436-8441
(株)竹本商会	明石市二見町西二見 1622-1	078-943-3967

#### 【産業廃棄物の処理等に関する問合せ先】

兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

☎ 079-421-9130

(一社)兵庫県産業資源循環協会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通 2-4-14 日栄ビル 3階

☎ 078-381-7464

#### 【事業系一般廃棄物に関する問合せ先】

播磨町 住民協働部 産業環境課 環境係

〒675-0182 播磨町東本荘 1丁目5番30号

☎ 079-435-2721

## 5. 事業系廃棄物 Q&A

Q1 事業系ごみの対象となる事業活動には何が含まれますか？

A1 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービス等も含まれます。

Q2 住居兼店舗で商売をしていますが、ごみステーションに出してもよいですか？

A2 家庭から発生したごみはごみステーションに出せますが、事業活動から発生したごみは事業系廃棄物となり出せません。事業者が自らの責任において適正に処理してください。

Q3 従業員の個人ごみ（飲食物、弁当容器等）は、どのように処理すればよいのですか？

A3 ごみステーションは、付近の住民がごみを排出するための場所ですので、従業員個人のごみであってもごみステーションには出せません。

弁当の空き容器（プラスチック製容器包装）やペットボトル等は産業廃棄物として適正に処理をしてください。しかし、食べ残しやお茶殻等は事業系一般廃棄物（動植物性残さ）となります。

なお、事業所で発生した廃プラスチック等の産業廃棄物を自宅に持ち帰らせて家庭ごみとして町のごみ収集に出すことは廃棄物の投棄禁止にあたるおそれがあります。

Q4 少量で、種類も家庭ごみと変わらないのですが、事業系廃棄物になりますか？

A4 量や内容にかかわらず、事業活動から出るごみは事業系廃棄物として処理することが必要です。

Q5 事業系廃棄物を家庭ごみのステーションに出したら、罰則はありますか？

A5 事業系廃棄物を一般のごみステーションに排出する行為は不法投棄に該当し、廃棄物処理法により処罰の対象となります。（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人に対しては更に3億円以下の罰金を併科。）

特に悪質な場合は、廃棄物処理法違反で逮捕される事例もありますので、適正な処理を心がけてください。

Q6 事業系廃棄物を取りにきてもらうにはどうしたらいいですか？

A6 町の収集運搬許可業者（産業廃棄物の場合は産業廃棄物収集運搬許可業者）に処理を委託してください。

Q7 自社の敷地内なら、焼却処分や埋立処分をしてもよいですか？

A7 廃棄物処理法では、廃棄物処理基準を満たさない焼却や埋立を禁止しており、これに違反した場合は廃棄物処理法により処罰の対象となりますので、絶対に行わないでください。（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人に対しては更に3億円以下の罰金を併科。）

Q8 プラスチック類（ビニール袋、発泡スチロール等）を事業系一般廃棄物で出してもよいですか？

A8 事業所等から排出されるプラスチックは全て産業廃棄物となりますので、適正に処理してください。

Q9 産業廃棄物の処理を委託する場合、どのような手続きが必要ですか？

A9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要です。処理を委託した事業者から回収された伝票は5年間保存してください。

（令和3年8月発行・令和8年2月改定）

播磨町 住民協働部 産業環境課 環境係

TEL：079-435-2721 FAX：079-435-1169

E-mail：sangyo@town.harima.lg.jp